

第90回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2019年6月25日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）



開催場所

大阪市西区西本町1丁目13番25号
当社本社9階ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)



決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に
関する対応策（買収防衛策）
継続の件

変革・挑戦・飛躍
Change, Challenge, Jump-up

To Our Shareholders

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社グループは、創業100周年を迎える2021年3月期を最終年度とする、6カ年の中長期経営計画「C.C.J 2200」を推進しています。2020年3月期から、いよいよ仕上げの段階に入りました。10年にわたり取り組んでいる「C.A.P. UP 1500」活動で身に着けた「徹底した営業力とマネジメント力の強化」によって、「C.C.J 2200」で掲げている「地域のサービスレベルの均一化」や「自社保有技術の蓄積によるシステムソリューションビジネス強化」などの基本戦略を着実に実行し、目標達成に向けて突き進んで参ります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2019年6月

取締役社長 **渡邊 武雄**



目次

■ 第90回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	5
第2号議案 取締役6名選任の件	6
第3号議案 監査役3名選任の件	13
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	16
第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する 対応策(買収防衛策)継続の件	17
提供書面	
■ 事業報告	38
■ 連結計算書類	54
■ 計算書類	56
■ 監査報告書	58
ご参考	
■ トピックス	62

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月24日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時	2019年6月25日（火曜日）午前10時	
2. 場 所	大阪市西区西本町1丁目13番25号 当社本社9階ホール （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）	
3. 目的事項	報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 第90期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件 第90期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件
	決議事項	<p>第1号議案 定款一部変更の件</p> <p>第2号議案 取締役6名選任の件</p> <p>第3号議案 監査役3名選任の件</p> <p>第4号議案 補欠監査役1名選任の件</p> <p>第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策） 継続の件</p>

以 上

議決権の行使に関するご案内

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
なお、お手数ながら議事資料として本招集ご通知をお持ちください。

開催日時 2019年6月25日（火曜日）午前10時

■ 当日の受付開始は、午前9時を予定しております。

当日ご欠席の場合



① 郵送（書面）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2019年6月24日（月曜日）午後5時30分必着

■ ご送付いただいた議決権行使書の各議案に賛否の表示がない場合は、賛の表示があるものとして取り扱います。



② インターネットによる議決権行使の場合

議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2019年6月24日（月曜日）午後5時30分まで

⇒ [インターネットによる行使方法のご案内は次頁をご参照ください。](#)

本招集ご通知に関する事項

1. インターネットによる提供書面

本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」 | ② 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」 |
| ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」 | ④ 連結計算書類の「連結注記表」 |
| ⑤ 計算書類の「株主資本等変動計算書」 | ⑥ 計算書類の「個別注記表」 |

なお、本招集ご通知に記載されている提供書面は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

2. 修正事項をインターネットにより掲載する場合

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類を修正する必要がある場合は、修正事項を当社ウェブサイトにおいて掲載することにより、お知らせいたします。

当社ウェブサイト（<http://www.tachibana.co.jp/>）

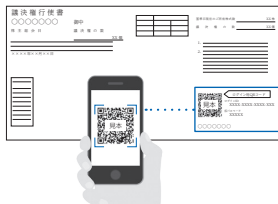
インターネットによる議決権行使のご案内

1. 議決権行使ウェブサイト及びパスワード等について

QRコードを読み取る方法

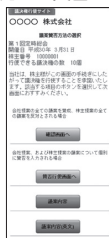
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



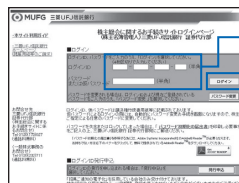
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

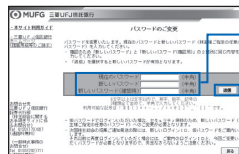
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

2. インターネットによる重複行使について

- (1) インターネット及び議決権行使書により二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- (2) インターネットによって議決権行使が複数回行われた場合は、最後に行われた議決権行使を有効といたします。

3. インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部

電話	0120-173-027 (通話料無料)
受付時間	午前9時から午後9時まで

第 1 号 議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社の事業の多様化及び今後の事業展開に備えて、現行定款第 2 条に目的事項を追加するとともに、号数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
<p>(目 的) 第 2 条 当社は下記の事業を営むことを目的とする</p> <p>1.～10. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>11.～15. (条文省略)</p>	<p>(目 的) 第 2 条 当社は下記の事業を営むことを目的とする</p> <p>1.～10. (現行どおり)</p> <p><u>11. 古物営業</u></p> <p><u>12.～16.</u> (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	取締役会の出席状況
1	わたなべ たけお 渡邊 武雄 再任	代表取締役社長 社長執行役員	12回／12回 (100%)
2	やまぐち ひとし 山口 均 再任	取締役 専務執行役員 F Aシステム事業担当、本社拠点担当	12回／12回 (100%)
3	たかみ さだゆき 高見 貞行 再任	取締役 専務執行役員 半導体デバイス事業担当	12回／12回 (100%)
4	ぬの やま ひさのぶ 布山 尚伸 再任	取締役 常務執行役員 東京支社長、東京支社拠点担当、海外事業担当	12回／12回 (100%)
5	いく た まこと 生田 誠 再任 社外	社外取締役	8回／8回 (100%) (2018年6月就任後)
6	つじかわ まさと 辻川 正人 再任 社外 独立	社外取締役	12回／12回 (100%)

取締役候補者

候補者番号

1

わた なべ たけ お
渡 邊 武 雄

(1945年6月29日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1968年3月 当社入社
- 1996年6月 当社取締役 海外本部長
- 1998年6月 当社取締役 海外事業本部長
- 2000年6月 当社代表取締役社長
- 2003年6月 当社代表取締役社長 代表執行役員
- 2006年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）



■ 所有する当社の株式の数 177,168株

■ 取締役会への出席状況 100%（12回中全てに出席）

取締役候補者とした理由等

渡邊武雄氏は、代表取締役社長として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。海外事業担当時代に培われた、グローバルな事業経営に基づく豊富な経営経験を活かし、社長就任後は、東証一部への上場を果たすと共に、連結経営の推進に大きな成果を上げております。「人基軸の経営」を理念とし、営業力強化・体質改善プロジェクト「C.A.P.U.P 1500」の推進によってマネージャー層の能力を飛躍的に向上させることにより、近年の順調な業績拡大を牽引しております。

加えて、創業100周年を迎える2021年を最終年度とした中長期経営計画「C.C.J 2200」によって、当社グループの将来を見据えた成長戦略を推進するなど、当社の持続的な企業価値の向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1974年 4月 当社入社
- 1997年 4月 当社機器本部機器二部長
- 2000年 4月 当社 F A 企画部長
- 2006年 6月 当社東京支社 F A 第二本部長
- 2009年 6月 当社執行役員 東京支社 F A 第二本部長
- 2014年 4月 当社常務執行役員 F A システム事業担当
- 2015年 4月 当社常務執行役員 F A システム事業担当、
神戸支店・北陸支店・九州支店担当、ロボット事業戦略室
- 2016年 4月 当社常務執行役員 F A システム事業担当、
本社拠点担当、ロボット事業戦略室
- 2016年 6月 当社取締役 常務執行役員
F A システム事業担当、本社拠点担当、ロボット事業戦略室長
- 2017年 4月 当社取締役 専務執行役員
F A システム事業担当、本社拠点担当（現任）

■ 所有する当社の株式の数 31,282株

■ 取締役会への出席状況 100%（12回中全てに出席）

取締役候補者とした理由等

山口均氏は、取締役専務執行役員として、F A システム事業を統括しております。入社以来、F A 機器分野において、営業及び企画業務に従事し多岐にわたる課題を着実に解決し、また、これまでにF A 機器分野の業績伸展の基礎となっている販売店組織を立ち上げるなど、同事業の将来を見据えた活動において大きな実績を築き上げてきました。

更には、産業用ロボットを活用したシステム提案型ビジネスとIoT（モノのインターネット）関連の品揃えの充実によりビジネス領域拡大をはかり、連結売上高1,000億円を超えるまでに同事業を牽引するなど、取締役としての資質を十分に備えている適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号

3

たか み さだ ゆき

高見貞行

(1956年5月25日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1980年4月 当社入社
- 1996年4月 当社海外本部シンガポール駐在員事務所長
- 2000年4月 当社半導体デバイス本部半導体一部長
- 2006年6月 当社半導体第三本部長
- 2009年4月 当社ルネサス・三菱半導体デバイス統括本部長
- 2010年6月 当社執行役員 ルネサス・三菱半導体デバイス統括本部長
- 2012年4月 当社執行役員 国内半導体デバイス担当
- 2014年4月 当社常務執行役員 半導体デバイス国内担当
- 2016年4月 当社常務執行役員 半導体デバイス事業担当
- 2016年6月 当社取締役 常務執行役員 半導体デバイス事業担当
- 2017年4月 当社取締役 専務執行役員 半導体デバイス事業担当（現任）



■ 所有する当社の株式の数 30,000株

■ 取締役会への出席状況 100%（12回中全てに出席）

取締役候補者とした理由等

高見貞行氏は、取締役専務執行役員として、半導体デバイス事業を統括しております。入社以来、半導体及び電子デバイスの事業に従事し、シンガポール駐在員事務所長を歴任するなど国内外で豊富な経験を有しております。

同氏は、事業環境の変化が激しい半導体業界において、同事業の知見を持って日系半導体デバイスのみならず外資系半導体ビジネスを伸長させ、国内外一体となったグローバルな事業展開を牽引するなど、取締役としての資質を十分に備えている適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

ぬの やま ひさ のぶ
布 山 尚 伸

(1961年7月11日生)

再任

**■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

- 1984年 4 月 当社入社
- 1995年 4 月 当社海外本部香港駐在員事務所長
- 2007年 4 月 当社香港駐在員事務所長、深圳駐在員事務所長
TACHIBANA OVERSEAS HOLDINGS LTD.
Managing Director (2016年3月31日退任)
- 2010年 6 月 当社執行役員 香港駐在員事務所長
- 2012年 4 月 当社執行役員 海外事業・海外半導体デバイス担当
- 2014年 4 月 当社常務執行役員 海外事業・半導体デバイス海外担当
- 2016年 4 月 当社常務執行役員 東京支社長、東京支社拠点担当、
海外事業担当
- 2016年 6 月 当社取締役 常務執行役員 東京支社長、東京支社拠点担当、
海外事業担当（現任）

■ 所有する当社の株式の数 28,193株**■ 取締役会への出席状況** 100%（12回中全てに出席）**取締役候補者とした理由等**

布山尚伸氏は、取締役常務執行役員として、東京支社及び海外事業を統括しております。国内の半導体の営業に従事したのち、中国・東南アジアにおいて主に半導体及び産業メカトロニクス製品の販売に注力し、事業領域と拠点を大幅に拡大いたしました。

同氏は、2007年4月から2016年3月まで海外子会社を統括する持株会社TACHIBANA OVERSEAS HOLDINGS LTD. のManaging Directorとして海外子会社8社、14拠点を統括し、業容の拡大に尽力すると共に、近年では東京支社長として支社の業績を大きく伸長させるなど、取締役としての資質を十分に備えている適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1987年4月 三菱電機株式会社入社
- 2010年4月 同社 東北支社ビルシステム部長
- 2013年4月 同社 関越支社ビルシステム部長
- 2015年12月 同社 関西支社ビルシステム部長
- 2018年4月 同社 関西支社副支社長（現任）
- 2018年6月 当社取締役（現任）

**■ 所有する当社の株式の数** 0株**■ 在任期間** 1年（本総会終結時）**■ 取締役会への出席状況** 100%（取締役就任後開催された8回中全てに出席）**社外取締役候補者とした理由等**

生田誠氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、三菱電機株式会社に入社以来、昇降機の販売を主に、建設業界のご担当を歴任され、現在は関西支社副支社長としてご活躍されており、その知見と判断力は、当社経営についても十分な助言・提言がいただけるものと考え、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、三菱電機株式会社は、会社法施行規則第2条第3項第19号ロに定める当社の特定関係事業者（主要な取引先）であり、同氏は同社の業務執行者であります。

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1985年11月 司法試験合格
- 1988年 4月 大阪弁護士会登録
- 1988年 4月 関西法律特許事務所入所
- 1994年 1月 関西法律特許事務所 パートナー
- 2004年12月 弁護士法人関西法律特許事務所 社員弁護士（現任）
- 2007年 6月 当社取締役（現任）



■ 所有する当社の株式の数 0株

■ 在任期間 12年（本総会終結時）

■ 取締役会への出席状況 100%（12回中全てに出席）

社外取締役候補者とした理由等

辻川正人氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士法人関西法律特許事務所の社員弁護士としての豊富な専門的知識・経験を活かした法律面からの幅広い助言・提言は、経営の透明性・遵法性確保につながるものと考え、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、当社は同事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、その取引額は連結売上高の0.01%未満であり、一般株主との利益相反を生じさせる恐れがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として同取引所に届け出ております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 生田誠氏及び辻川正人氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、生田誠氏及び辻川正人氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が原案どおり再任された場合は、同契約を継続する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額であります。
4. 「所有する当社の株式の数」には、持株会の持分が含まれております。
5. 当社は、辻川正人氏の再任が承認可決された場合には、引き続き同氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として届け出る予定であります。

第 3 号 議案 監査役 3 名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

監査役候補者

候補者番号

1

まつ

松

はし

橋

きよし

澄

（1955年11月1日生）

新任

■ 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

- 1979年 4 月 株式会社三和銀行（現、株式会社三菱UFJ銀行）入行
- 2005年 1 月 同行 玉造法人営業部法人部長兼玉造支店長
- 2008年 7 月 当社入社 CSR推進本部広報室長
- 2010年 4 月 経営企画本部総務部長
- 2016年 4 月 管理本部経營業務部長
- 2019年 4 月 経営戦略室広報 | R 部広報 | R 担当部長（現任）



■ 所有する当社の株式の数 6,545株

監査役候補者とした理由等

松橋澄氏は、金融機関における長年の経験及び当社において広報室長、総務部長、経營業務部長の経験を有しており、当社の事業部門・管理部門に精通しております。当社はこれらの豊富な経験や知見を基に経営全般についての的確に監査を遂行いただけるものと判断し、このたび監査役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

- 1990年10月 太田昭和監査法人（現、EY新日本有限責任監査法人）入所
- 2000年7月 株式会社関西ベンチャーインキュベート 取締役
- 2001年8月 同社代表取締役（現任）
- 2002年8月 KVI税理士法人 社員
- 2003年6月 当社監査役（現任）
- 2004年2月 KVI税理士法人 代表社員（現任）
- 2014年3月 監査法人グラヴィタス 社員
- 2014年7月 同監査法人 代表社員（現任）

■ 所有する当社の株式の数 0株

■ 在任期間 16年（本総会終結時）

■ 取締役会への出席状況 100%（12回中全てに出席）

監査役会への出席状況 100%（6回中全てに出席）



社外監査役候補者とした理由等

大谷康弘氏は、公認会計士の資格を持ち、会社財務・法務に精通しておられることから、その豊富な専門的知識・経験を活かした助言・提言は、経営の透明性・遵法性確保につながるものと考え、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。

なお、KVI税理士法人は一部の当社子会社と取引がありますが、その取引額は連結売上高の0.01%未満であり、一般株主との利益相反を生じさせる恐れがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として同取引所に届け出ております。

■ 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

- 1984年11月 司法試験合格
- 1987年4月 大阪弁護士会登録
浅岡法律事務所（現、浅岡・瀧法律会計事務所）入所
- 1991年4月 塩路法律事務所開設 所長（現任）
- 2007年6月 当社監査役（現任）
- 2015年6月 株式会社フジシールインターナショナル 社外取締役（現任）



■ 所有する当社の株式の数 0株

■ 在任期間 12年（本総会終結時）

■ 取締役会への出席状況 100%（12回中全てに出席）

■ 監査役会への出席状況 100%（6回中全てに出席）

■ 社外監査役候補者とした理由等

塩路広海氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を持ち、弁護士としての豊富な専門的知識・経験を活かした法律面からの助言・提言は、経営の透明性・遵法性確保につながるものと考え、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏は当社の主要な取引先の業務執行者や主要株主等であった経歴がないことから、一般株主との利益相反を生じさせる恐れがないと判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として同取引所に届け出ております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大谷康弘氏及び塩路広海氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役との責任限定契約について
当社は、大谷康弘氏及び塩路広海氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が原案どおり再任された場合は、同契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額であります。
4. 「所有する当社の株式の数」には、持株会の持分が含まれております。
5. 当社は、大谷康弘氏及び塩路広海氏の再任が承認可決された場合には、引き続き両氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として届け出る予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

補欠監査役候補者

き だ み の る
木 田 稔 (1970年7月30日生)

■ 略歴（重要な兼職の状況）

1993年10月 太田昭和監査法人（現、E Y新日本有限責任監査法人）入所

2004年1月 公認会計士木田稔事務所 所長（現任）

2006年12月 監査法人グラヴィタス 代表社員（現任）

2019年3月 オプテックスグループ株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

■ 所有する当社の株式の数 0株

補欠監査役候補者とした理由等

木田稔氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士と税理士の資格を持ち、会社財務・法務に精通しておられることから、その豊富な専門的知識・経験を活かした助言・提言は、経営の透明性・遵法性確保につながるものと考え、社外監査役に就任された場合は、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(注) 1. 木田稔氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 木田稔氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 木田稔氏との責任限定契約について

当社は、社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、木田稔氏が監査役に就任された場合は、社外監査役として損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額であります。

第 5 号 議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2016年6月29日開催の第87回定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」という。）の継続更新について株主の皆様にご承認をいただいておりますが、今般承認期限を迎えることから、2019年5月27日開催の取締役会で本プランを継続することを決議いたしました。

本プランにつきましては、本総会において株主の皆様のご承認が得られること及び導入後の具体的運用が適正に行われることを条件として、当社監査役全員から継続に賛成との意向を得ております。

なお、当社の大株主の状況は、別紙4に記載のとおりですが、20%以上保有する株主は存在していません。また、本日現在、大規模買付者より当社取締役会に対して、大規模買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

つきましては、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

本プランとは、特定株主グループ【注1】の議決権割合【注2】を20%以上とすることを目的とする当社株式等【注3】の買付行為、または、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式等の買付行為（以下、このような買付行為を「大規模買付行為等」といい、大規模買付行為等を行うものを「大規模買付者」という。）に関する対応策であります。ただし、取締役会が同意した大規模買付行為は除きます。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の株式は、株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針は、最終的には株主の皆様の意思に基づいて決定されることを基本としております。したがって会社の支配権の移転を伴う当社株式の大規模買付提案に応じるか否かの判断も、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

ただし、事前にと取締役会の賛同を得ずに行われる当社株式の大規模買付行為や買付提案の中には、以下のようなリスクを含むものも少なくないと想定されます。

- ① 株主の皆様の意思に反して株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの
- ② 株主の皆様が大規模買付提案の内容の検討や代替案を検討するために、必要かつ十分な時間や情報を提供しないもの
- ③ 当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれがあるもの

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えておりますので、当社

の企業価値、ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付を行う者には、必要な対抗措置を採る必要があると考えております。

II. 基本方針の実現に資する特別な取り組み

1. 当社グループの事業特性と企業価値に関する考え方

当社は、1921年の創業以来、三菱電機株式会社の総合代理店としてスタートを切りました。同社が製造する製品の取り扱いをはじめ、高度化・多様化する市場ニーズに対応し、業界の中でも早くから「技術商社」を標榜し、より付加価値の高い製品・システムの提案と提供に努めてまいりました。活動地域も国内にとどまらず、国内で築いた「技術商社」としての地位を、中国・東南アジアを中心とする海外でも確立し、アジアの産業界を支える「確固たる基盤を持った電機・電子の一大技術商社」を目指しております。

また、当社が創業100周年を迎える2021年3月期を最終年度とする中長期経営計画「C.C.」2200」にグループを挙げて取り組む中で、AI（人工知能）・IoT（モノのインターネット）時代における製造現場の生産性向上を図るべくグループ各社の技術を結集し、ロボットを含む製造ラインや設備機械を機能的に連動させるM2M（機械間通信）ビジネスを強力に推進しております。

当社の企業価値の源泉は、以下の4点にあると考えています。

- ① 長年にわたり培ってきた仕入先・お客様をはじめとする各ステークホルダーとの厚い信頼関係
- ② 取扱商品についての、高度かつ専門的な知識や深い経験とノウハウ
- ③ 単に商品を販売するだけでなく、最新の技術・製品情報の提供やさまざまな製品を組み合わせたソリューション提案力、ハード／ソフト両面での技術サポート、機器の据付・保守・メンテナンスなど、商社の枠を超えた高度なサービスの提供力
- ④ 活力あふれる企業風土とチャレンジ精神旺盛な人材

当社グループは、これからも最新の技術や価値ある商品、サービス、ソリューションを提供し続けるとともに、優秀な人材の採用と育成、健全かつ透明な経営の実践により、当社グループ各社の企業価値、ひいては株主の皆様の共同の利益の向上に努めてまいります。

2. コーポレート・ガバナンス機能の強化・充実・取り組み

一方で当社は、株主、取引先、社員などすべてのステークホルダーの期待に応え、企業価値の向上を図るために、コーポレート・ガバナンス体制の充実を経営の重要課題のひとつと認識し、透明・公正かつ効率性の高い経営の実践により、持続的な成長と企業価値の向上を図っております。

また、当社は取締役とは別に、業務執行を司る執行役員を任命し、経営の意思決定・監督機能と業務の執行体制を分離し、効率的な経営・執行体制の確立を図るとともに、複数名の社外取締役を

選任し、透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。なお、取締役と執行役員の任期は、事業年度毎の経営責任の明確化を図るために1年としております。

また、当社の企業価値を正當に評価いただくために、法令に基づく適時開示に加え、決算発表、機関投資家および個人投資家に対する説明会の開催などあらゆる機会をとらえて主体的に情報発信を行っており、今後もより一層、経営の健全性・透明性を向上させるべく、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めてまいります。

Ⅲ. 本プランの内容（別紙5「フローチャート」参照）

1. 本プランの概要

本プランは、下記①②③の行為が発生することを想定して策定したものです。いずれについても取締役会があらかじめ同意したものは除き、また、市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問わないものを想定しています。

- ① 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的として、議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為
- ② 結果として議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為
- ③ 上記の①又は②の行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当該特定の株主と当該他の株主の議決権割合が20%以上となるものに限りま。）

上記の提案があった場合に応じるか否か、株主の皆様適切に判断していただくために、下記a.b.c.d.の行動をとるためのルールを定めております。

- a. 大規模買付者に事前に大規模買付情報（下記2.（1）B.「大規模買付情報の提供要請」において定義します。）の提供を求める
- b. 当該大規模買付行為等を評価、検討する
- c. 必要に応じて大規模買付者との買付に関する交渉を行う
- d. 必要に応じて株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに特別委員会（下記2.（3）A.「特別委員会の設置」を参照ください。）の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てその他の当該時点において最善と認められる対抗措置を発動する

また、本プランにおいては、取締役会が、株主の皆様意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合や、特別委員会が対抗措置発動にあたり株主総会の開催が妥当だと判断した場合、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様意思に委ねることとしております。

大規模買付者は、大規模買付ルールに従って、取締役会又は株主総会において対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大規模買付行為等を開始することができないものとします。

2. 大規模買付ルール

(1) 大規模買付者に対する情報提供の要請

A. 買付意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為等を行おうとする場合、まず、取締役会に対して、大規模買付者の氏名又は名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先等の大規模買付者の基本情報、大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要及び大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した買付意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を当社所定の書式により、日本語で提出していただくこととします。

B. 大規模買付情報の提供要請

取締役会は、意向表明書を受領した後10営業日以内に、株主の皆様のご判断及び取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリスト（下記①乃至⑧）を大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を当社所定の書式にて、日本語で提供していただくこととします。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（特定株式保有者等、利害関係者及び組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下、同様とします。）の概要（具体的な名称、事業内容、資本構成及び財務内容等を含みます。）
- ② 大規模買付行為等の目的、方法及び内容（対象となる株式等の種類及び数、対価の種類及び価額、実施時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実行の蓋然性並びに大規模買付行為等後に当社の株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨、及びその理由等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為等に際しての第三者との間の意思連絡の有無、及び意思連絡がある場合にはその内容
- ④ 大規模買付行為等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定機関の情報、算定に用いた数値情報、及び一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為等後に意図する当社及び当社グループの事業計画を含む経営方針、資本政策、配当政策及び財務政策
- ⑦ 大規模買付行為等後における顧客、取引先及び当社従業員等その他当社のステークホルダーに対する対応方針
- ⑧ その他取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報

取締役会は、特別委員会への諮問を経て、大規模買付者から提供された大規模買付情報が、大規模買付者が行おうとする大規模買付行為の内容等を検討するために不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対して、適宜回答期限を定めて追加情報を提供するよう求めることができるものとします。

また、取締役会は、本検討期間（下記（２）「取締役会における大規模買付行為等の検討等」において定義するものとします。）開始後に、大規模買付者が要求した大規模買付情報の前提となる大規模買付行為等を変更した場合には、当該変更後の大規模買付行為等に係る大規模買付情報の提供を求めることができるものとします。

なお、取締役会は、大規模買付行為等の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適時適切に開示を行います。また、取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断されるときは、その旨並びに下記（２）の「本検討期間」の始期及び終期を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、適時適切に開示を行います。

（２）取締役会における大規模買付行為等の検討等

取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付者から受領した大規模買付情報及び取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大規模買付者による大規模買付行為等が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを評価・検討し、必要に応じて大規模買付者との買付条件等に関する交渉、代替案の提案等を行うとともに、対抗措置の発動の是非を検討することとします（以下、当該一連の検討を「本検討」といいます。）。

取締役会は、本検討を行うにあたって、下記（３）「特別委員会の勧告」記載の特別委員会に諮問を行うほか、必要に応じて、取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

また、取締役会は、本検討を行う期間（以下「本検討期間」といいます。）として、大規模買付行為等の内容に応じて、下記 a. 及び b. の期間を設定し、大規模買付者は、本検討期間が経過するまで（ただし、取締役会が下記 3.（１）C.のとおり、株主総会の開催を決定した場合には株主総会で対抗措置の発動の是非が決定されるまで）は大規模買付行為等を開始することができないものとします。

- a. 現金のみを対価（円貨）とする公開買付による当社株式等の全部買付の場合
情報提供完了通知を行った日から60日間（初日不算入）
- b. その他の方法による大量買付行為等の場合
情報提供完了通知を行った日から90日間（初日不算入）

なお、取締役会は特別委員会からの勧告を受け、本検討期間の延長の決議を行った場合には、大規模買付者に対して、本検討期間を延長する旨及び延長の理由を通知するとともに、適時適切に開示を行います。

取締役会は、本検討を通じて、大規模買付行為等に関する取締役会としての見解を慎重にとりまとめ、適時適切に開示を行います。

(3) 特別委員会の勧告

A. 特別委員会の設置

本プランにおいては、大規模買付者に対する対抗措置の発動にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するため、取締役会の諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外者のみから構成される特別委員会を設置します。

特別委員会は3名以上5名以内の委員で構成されるものとし、その委員は、取締役会からの独立性が高い社外取締役及び社外有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任されるものとします。

本プランの導入が承認された後の、特別委員会規則の概要については別紙1を、特別委員予定者の氏名及び略歴等については別紙2をご参照ください。

B. 特別委員会への諮問

特別委員会は、取締役会から諮問を受けた事項について、本検討期間内に審議・検討し、取締役会に対して、勧告（対抗措置の発動の是非についての勧告のほか、取締役会から諮問を受けた事項の実施の是非等についての勧告を含みます。）を行います。

特別委員会は、審議・検討にあたり、大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、取締役会を通じて大規模買付者に対して、適宜回答期限を定め、追加情報の提供を求めることができるものとします。

また、特別委員会は、取締役会に対しても、適宜回答期限を定め、大規模買付者の大規模買付情報、その他大規模買付者から提供を受けた情報の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。）、その根拠資料、代替案（代替案がある場合に限り、）、その他特別委員会が適宜必要と認める情報等の提供を求めることができるものとします。

更に、特別委員会は、審議・検討にあたり、必要に応じて当社の費用負担で、取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

C. 取締役会への勧告

取締役会は、特別委員会から勧告が行われた場合は、勧告の事実とその概要その他取締役会が適切と判断する事項について適時適切に開示を行います。また、取締役会の判断は、特別委員会の勧告の内容を最大限尊重したうえで、決議を行うものとします。

なお、特別委員会は、取締役会に対して勧告を行った後であっても、当該勧告後に大規模買付者が大規模買付行為等を中止した場合等、勧告の前提となる事実に変更があった場合には、勧告内容の変更又は勧告の撤回等を行うことができるものとします。

3. 大規模買付行為等に対する対抗措置

(1) 対抗措置発動の条件

A. 大規模買付ルールが遵守された場合

本プランは、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置の発動は行わないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合であっても、取締役会が、大規模買付情報その他大規模買付者から受領した情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、大規模買付行為等の内容等を検討した結果、当該大規模買付行為等が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められ、かつ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

ここで、大規模買付行為等が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる場合は、具体的には下記のいずれかの要件の一つ又は複数の要件に該当する場合をいうものとします。

- ① 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株式等を当社又は当社の関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為等を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者又はそのグループに移譲させる目的で大規模買付行為等を行っている場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者又はそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為等を行っている場合
- ④ 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為等を行っている場合
- ⑤ 最初の買付で全ての当社株式等の買付の勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付を行うことにより、株主の皆様が事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）等に代表される、構造上株主の皆様の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による大規模買付行為等を行っている場合

- ⑥ 買付の条件（買付対価の価格・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実行の蓋然性、買付後の経営方針・事業計画並びに買付後における当社の他の株主及びステークホルダーに対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買付の場合
- ⑦ 大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者支配権を取得しない場合と比べて向上しないと合理的に判断される場合
- ⑧ 大規模買付者及びその経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると、公序良俗の観点から合理的に判断される場合
- ⑨ 大規模買付者による支配権の取得により、当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な顧客、取引先及び当社従業員その他当社のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値が毀損され、ひいては株主の皆様の共同の利益が著しく毀損される場合
- ⑩ その他、①乃至⑨に準ずる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益確保・向上に反すると認められる場合

B. 大規模買付ルールが遵守されない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

C. 株主総会の開催

上記A「大規模買付ルールが遵守された場合」記載のとおり、大規模買付ルールが遵守された場合には、取締役会において、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為等に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、本プランに従った対抗措置の発動の是非に関する決議に際して、大規模買付者による大規模買付行為等の内容、時間的猶予等諸般の事情を考慮のうえ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、特別委員会への諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合、又は特別委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、取締役会は株主総会を招集し、対抗措置の発動の是非に関する株主の皆様の意思を確認するものとします。取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を開示するとともに、実務上可能な範囲で可及的速やかに株主総会を招集するものとします。

また、取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動の是非に関して、当該株主総会における株主の皆様の判断に従うものとします。

なお、大規模買付者は、取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が決議されるまでの間、大規模買付行為等を開始してはならないものとします。

(2) 対抗措置の発動及びその内容

取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は大規模買付ルールを遵守した場合でも、大規模買付行為等が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するものとします。また、対抗措置の発動に関し、特別委員会への諮問に加え、株主の皆様の意思を確認するために株主総会が開催された場合には、当該株主総会における株主の皆様の判断に従って、対抗措置の是非を決定するものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行います。

なお、取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大規模買付行為等の内容の変更又は撤回等、対抗措置発動の前提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大規模買付行為等が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかである行為であると認められなくなった場合、又は対抗措置を採ることが相当ではないと判断される場合には、特別委員会への諮問を経たうえで、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回することができるものとします。

また、当社は、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回する場合には適時適切に開示を行います。

新株予約権無償割当てを発行する旨を決議した場合、その概要は、別紙3に記載のとおりであります。

4. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの導入が本定時株主総会において承認された場合の有効期間は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとします。

もっとも、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン導入の趣旨に反しない限り、本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が行われたことにより、本プランを修正することが適切な場合又は誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うのが適切であり、当該修正により株主の皆様に不利益を与えない場合等には、特別委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

取締役会は、本プランの廃止、修正又は変更がなされた場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び内容その他の事項について、適時適切に開示を行います。

IV. 本プランの合理性

1. 基本方針の実現に資する特別な取り組み

上記Ⅱ.「基本方針の実現に資する特別な取り組み」に記載した各取り組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取り組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取り組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

(1) 本プランが基本方針に沿うものであることについて

本プランは、大量買付行為等が行われる際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を確保することや、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する取り組みであり、基本方針に沿うものであります。

(2) 本プランが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないと考えております。

A. 買収防衛策に関する各指針等に適合すること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日付けで公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた

- ① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則
- ② 事前開示・株主意思の原則
- ③ 必要性・相当性確保の原則

の三原則を完全に充足し、また、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条（買収防衛策の導入に係る遵守事項）に規定される各事項を遵守するものです。

さらに、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日付けで公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所が2015年6月1日付けで公表した「コーポレートガバナンス・コード」の原則1-5.（いわゆる買収防衛策）及び補充原則1-5①を踏まえた内容になっております。

B. 株主の皆様の意思が重視されていること

本プランの導入は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただくことを条件としており、本プランの導入には株主の皆様の意思が反映されることになっております。また、上記Ⅲ. 4.「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、本プランはその廃止においても、株主の皆様の意思が尊重されることになっております。

これらに加えて、上記Ⅲ. 3. (1) C.「株主総会の開催」記載のとおり、取締役会は、実務上適切であると判断する場合又は特別委員会からの勧告があった場合には、株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非についても、株主の皆様の意思を確認することとされており、株主の皆様の意思が反映されます。

また、株主の皆様に、本プランの廃止等の判断、大規模買付行為等に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断及び対抗措置の発動の是非を判断する株主総会における議決権行使等の際、意思形成を適切に行っていただくために、取締役会は、上記Ⅲ. 2. (1)「大規模買付者に対する情報提供の要請」記載のとおり、大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

C. 取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みが定められていること

① 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、取締役会の恣意的判断を排除するために、特別委員会を設置いたします。

当社に対して大量買付行為等がなされた場合には、上記Ⅲ. 2. (3)「特別委員会の勧告」記載のとおり、特別委員会が、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討したうえで取締役会に対して勧告を行い、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

② 合理的な客観的要件の設定

対抗措置は、上記Ⅲ. 3.「大規模買付行為等に対する対抗措置」記載のとおり、大規模買付者が、本プランにおいて定められた大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為等が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合にのみ発動されることとされており、この点においても、取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されています。

D. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 4.「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランは、取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社の取締役の任期は1年となっており、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

V. 株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等について

1. 本プランの導入時に株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本プランは、導入時点において新株予約権の割当て等を行うものではありませんので、株主の皆様との権利関係に直接の影響はありません。

もっとも、本プランは、株主の皆様及び投資家の皆様が大规模買付行為等に応じるか否かを判断するために必要かつ十分な時間及び情報を確保することや、現に当社の経営を担っている取締役会の評価、意見等を提供し、さらには、株主の皆様及び投資家の皆様が代替案の提案を受ける機会を保障することを目的としております。これにより、株主の皆様及び投資家の皆様は、必要かつ十分な時間及び情報に基づいて、大规模買付行為等に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えております。したがって、本プランの導入は、株主の皆様及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅲ. 3. 「大规模買付行為等に対する対抗措置」記載のとおり、大规模買付者が大规模買付ルールを遵守するか否かにより、当該大规模買付行為等に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様及び投資家の皆様におかれましては、大规模買付者の動向に十分ご注意ください。

2. 対抗措置の発動時に株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等

大规模買付者が大规模買付ルールを遵守しなかった場合又は大规模買付ルールを遵守した場合でも、大规模買付行為等が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において取締役会の権限として認められている対抗措置を採ることがありますが、取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

取締役会が対抗措置のうち新株予約権の無償割当てを行った場合、大规模買付者については、保有する株式について希釈化が生じるなど、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。これに対し、対抗措置発動の対象となった大规模買付者を除く株主の皆様については、当該対抗措置の仕組み上、保有する当社株式の希釈化等が生じることはなく、法的権利又は経済的側面において格別の損失が生じる事態は想定されておられません。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の取

引を行った株主の皆様又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がありますのでご注意ください。

3. 新株予約権の無償割当てを行う場合に株主の皆様において必要となる手続

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合及び当社が新株予約権を取得する場合について、株主の皆様に関連する手続は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の無償割当て

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続を行っていただく必要はありません。

ただし、新株予約権の無償割当ては、取締役会が定めた一定の基準日時点の株主名簿に記録された株主の皆様に対して行われるため、当該基準日までに株主として、株主名簿に記録されている必要がありますのでご注意ください。

(2) 新株予約権の行使

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。当該手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

(3) 当社による新株予約権の取得

当社が、新株予約権を当社株式と引き換えに取得する場合、当社が新株予約権の取得に必要な所定の手続を行えば、当該取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使に係る手続を経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。ただし、当社が新株予約権を取得する際に、大量買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がありますのでご注意ください。

【注1】 特定株主グループ

- (i) 当社の株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者にみなされる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。）または、
- (ii) 当社の株式等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

【注2】 議決権割合

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株式保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。）。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株式保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株式保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

【注3】 株式等

株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

以 上

特別委員会規則の概要

1. 特別委員会設置の目的

特別委員会は、本プランにおける取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保するために設置される。

2. 特別委員会の構成

特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役及び社外有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含む。）の中から選任される。

3. 特別委員の任期

- (1) 特別委員会の委員の任期は、選任の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の終了の時までとし、再任を認めるものとする。
- (2) 増員又は補欠として選任された特別委員会の委員の任期は、在任委員の任期の満了する時までとする。

4. 特別委員会の招集手続

特別委員会は、当社代表取締役の要請により、特別委員会の決議により選定される特別委員会の議長又は各特別委員が招集する。

5. 特別委員会の決議方法

特別委員会の決議は、原則として、特別委員全員が出席し、全員の一致をもってこれを行う。

6. 特別委員会の権限事項

- (1) 特別委員会は、取締役会からの諮問を受けて、以下の各号に記載される事項につき審議・検討を行い当社取締役会に対して勧告する。なお、特別委員会の各委員は、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上に反するか否かという観点から審議・検討を行う。
 - ① 本プランにおける対抗措置の発動の是非（株主総会の開催を求めるか否かを含む。）
 - ② 本プランにおける対抗措置の中止又は撤回
 - ③ 大量買付者から提出された情報が必要かつ十分か否かの判断
 - ④ 次項に基づき対抗措置の発動の是非を検討するにあたり、必要となる追加情報の提供を請求する場合の追加情報の範囲
 - ⑤ 本検討期間の延長の可否
 - ⑥ 株主に不利益を与えない範囲の本プランの修正又は変更
 - ⑦ その他本プランに関連して取締役会が任意に特別委員会に諮問する事項

(2) 特別委員会は、審議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めることができる。

7. 特別委員会への出席

特別委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員等を出席させ、特別委員会が必要な情報の提供を求めることができる。

8. 第三者の助言

特別委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用負担において、取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含む。）の助言を受けることができる。

以上

特別委員の氏名及び略歴

[氏名] 辻川 正人 (つじかわ まさと)

[生年月日] 1958年 1月31日

[略歴] 1985年11月 司法試験合格
1988年 4月 大阪弁護士会登録
1988年 4月 関西法律特許事務所入所
1994年 1月 関西法律特許事務所 パートナー
2004年12月 弁護士法人関西法律特許事務所 社員弁護士 (現任)
2007年 6月 当社社外取締役 (現任)

[氏名] 大谷 康弘 (おおたに やすひろ)

[生年月日] 1966年 2月13日

[略歴] 1990年10月 太田昭和監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所
2000年 7月 株式会社関西ベンチャーインキュベート 取締役
2001年 8月 同社代表取締役 (現任)
2002年 8月 KVI税理士法人 社員
2003年 6月 当社社外監査役 (現任)
2004年 2月 KVI税理士法人 代表社員 (現任)
2014年 3月 監査法人グラヴィタス 社員
2014年 7月 監査法人グラヴィタス 代表社員 (現任)

[氏 名] 半林 亨 (はんばやし とおる)
[生年月日] 1937年 1月7日
[略 歴] 2004年 6月 ユニチカ株式会社 社外監査役 (現任)
2005年11月 株式会社ファーストリテイリング 社外取締役 (現任)
2011年 6月 株式会社大京 社外取締役 (現任)

[氏 名] 田邊 光政 (たなべ みつまさ)
[生年月日] 1937年 7月22日
[略 歴] 1976年 4月 神戸学院大学 法学部助教授 (1979年、同教授)
1978年 9月 神戸大学 法学博士
1987年 4月 神戸学院大学 法学部長
1992年 4月 名古屋大学 法学部・大学院教授
2000年 4月 名古屋大学 法学部名誉教授
2000年 4月 大阪学院大学 法学部・大学院教授
2002年11月 大阪弁護士会登録
2004年 4月 大阪学院大学 法科大学院教授

以 上

新株予約権の概要

1. 割当ての対象となる株主及び株主に割り当てる新株予約権の数

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個以上で当社取締役会が定める割合に従って新株予約権を無償で割り当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。また、当社が株式分割もしくは株式併合を行う場合又はその他の場合においては、所要の調整を行うものとする。

3. 無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

4. 行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たり金1円以上として当社取締役会において定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

6. 当社による新株予約権の取得

当社は、取締役会が定める日（以下「取得日」という。）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、以下の7.において定める行使条件等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。

7. 新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその共同保有者等（大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。）及び特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めたと者をいいます。）を意味するものとします。）並びに大規模買付者及びその共同保有者等から取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得又は承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。その他の行使条件については、取締役会において定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他の必要な事項は、取締役会において別途定める。

以上

大株主の状況

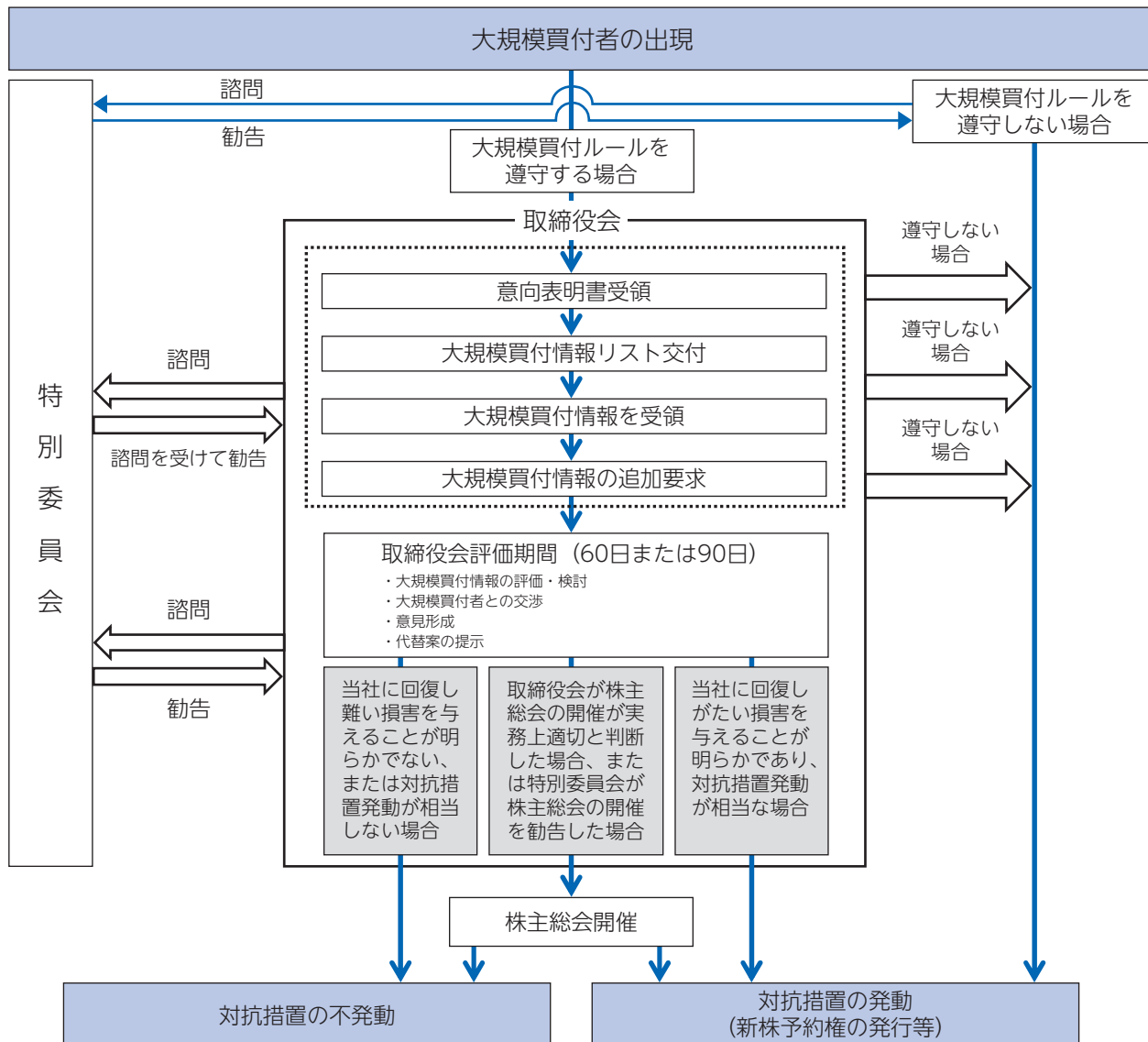
(2019年3月31日現在)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
三菱電機株式会社	1,921	7.61
KBL EPB S.A. 107704	1,523	6.04
株式会社サンセイテクノス	1,478	5.86
立花エレテック従業員持株会	1,133	4.49
株式会社三菱UFJ銀行	1,082	4.29
株式会社きんでん	754	2.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	746	2.96
株式会社ノーリツ	742	2.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	591	2.35
佐竹千草	491	1.95

(注) 1. 千株未満は、切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式786,985株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

大規模買付行為が開始された場合のフローチャート



1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

	第 89 期 (2018年3月期)	第 90 期 (2019年3月期)	前期比
	百万円	百万円	%
売上高	178,324	182,875	102.6
営業利益	6,395	6,596	103.1
経常利益	6,605	7,033	106.5
親会社株主に帰属する 当期純利益	4,539	4,906	108.1

(注) 上記金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【経済環境】

当連結会計年度における国内経済は、堅調な企業収益を背景とした設備投資の増加や雇用・所得環境の改善が続く中、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかし、米中貿易摩擦の深刻化により、第3四半期以降、中国市場を中心に減速感が出てまいりました。

【当社グループの取り組み】

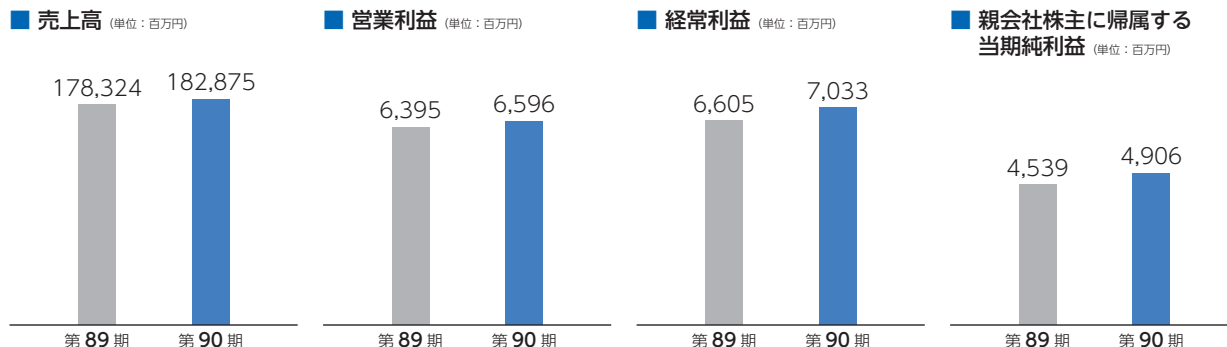
当社グループは、2018年3月期以降を中長期経営計画「C.C.J 2200」の本格的な刈り取り期と位置付け、7つの基本戦略に沿った取り組みを実践すると共に、AI（人工知能）・IoT（モノのインターネット）時代における製造現場の生産性向上に対する要望に応えるべく、グループ各社の技術を結集し、ロボットを含む製造ラインや設備機械を機能的に連動させるM2M（機械間通信）ビジネスを強力に推進してまいりました。その一環として「CEATEC JAPAN」をはじめ、「関西工場設備・備品展」「Embedded Technology展」と大規模展示会に当社グループの技術力を打ち出すため出展いたしました。

【事業の状況とその成果】

このような取り組みの中で、製造業の設備投資、特に半導体製造装置関連及び自動車関連などに牽引され、売上高は、単体においては堅調に推移いたしました。一方、子会社においては海外が米中貿易摩擦の影響を受けて減収となりました。利益面では、前述の展示会への出展、中長期経営計画に沿った人員増強などにより販売管理費は増加したものの、増益を確保することができました。

その結果、当期の業績は、売上高1,828億75百万円（前期比2.6%増）、営業利益65億96百万円（前期比3.1%増）、経常利益は70億33百万円（前期比6.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は49億6百万円（前期比8.1%増）となりました。なお、売上高、営業利益、経常利益については通期として過去最高を更新、単体では全ての利益が過去最高を計上いたしました。

なお、更なるグループシナジーを追求する事を目的として、国内子会社の株式会社高木商会を本年2月に完全子会社化いたしました。また、同じく子会社の株式会社テクネットについては、商流の合理化のためにその商権を当社三重支店に移管し、解散いたしました。



セグメント別売上高の概況は次のとおりであります。(注) 下記金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

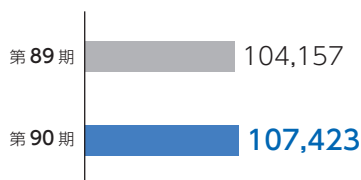
FAシステム事業

売上高

1,074億23百万円

構成比率 58.7%

■ 売上高 (単位：百万円)



前期比 3.1% 増

FAシステム事業は、「C.C.J 2200」の基本戦略に掲げた「地域のサービスレベルの均一化」への取り組みの徹底と製造現場の生産性向上を実現するロボットを含むM2M（機械間通信）ビジネスを強力に推進してまいりました。そのような中、半導体製造装置関連及び自動車関連の設備投資需要を背景に堅調に推移いたしました。

FA機器分野は、プログラマブルコントローラー、配電制御機器及びACサーボが堅調に推移いたしました。また、鉄鋼プラント向け等の大型設備案件の獲得も売上に貢献いたしました。

産業機械分野は、レーザー加工機及び製造ライン向け自動化設備が大幅に伸長し、産業デバイスコンポーネント分野は、タッチパネルモニターが伸長いたしました。

その結果、当事業全体の売上高は、前期比3.1%の増加となり、過去最高を更新いたしました。

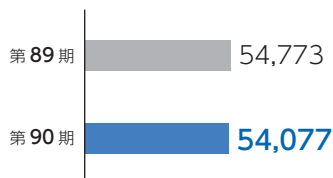
半導体デバイス事業

売上高

540億77百万円

構成比率 29.6%

■ 売上高 (単位：百万円)



前期比 1.3% 減

半導体デバイス事業は、国内では猛暑により需要の高まった空調関連、前期から続く旺盛な設備投資需要に支えられた産業関連に加え、車載関連向けにパワーモジュール、メモリー及びアナログICが好調に推移いたしました。一方、海外では後半に入り米中貿易摩擦の影響を受けて減収となり、当事業全体の売上高は、前期比1.3%の減少となりました。

施設事業

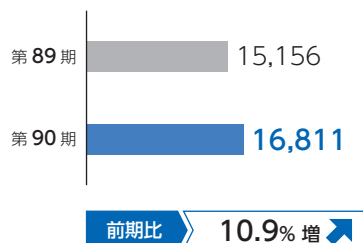
売上高

168億11百万円

構成比率

9.2%

■ 売上高 (単位：百万円)



施設事業は、製造業における工場の設備更新や環境改善・省エネを目的とした設備増設の動きが増加する中、「C.C.J 2200」の展開として人材先行投資による販路開拓や取引拡大などの成果が現れ、好調に推移いたしました。

設備用パッケージエアコン、ビル用マルチエアコンなどの空調機器と大型物流施設向けなどに発電設備、受配電設備が伸びました。また、エコキュート、電気温水器などのオール電化製品及び全社をあげて取り組んできたLED照明も好調に推移いたしました。

その結果、当事業全体の売上高は、前期比10.9%の増加で、過去最高となりました。

その他

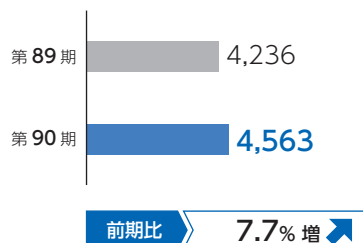
売上高

45億63百万円

構成比率

2.5%

■ 売上高 (単位：百万円)



MMS分野は、立体駐車場向け金属部材及び搬送用荷役機器が好調に推移いたしました。EMS分野は、自動車関連向け電子機器製造受託の案件及びプラットフォーム可動柵の案件が好調に推移いたしました。

その結果、その他の事業全体の売上高は、前期比7.7%の増加となりました。

上記セグメント別売上高の内、海外事業売上高については以下のとおりであります。

海外事業

売上高
239億30百万円
(前期比 6.1%減)

海外事業売上高は、シンガポールやタイにおいて、半導体が伸びましたが、中国においては第3四半期以降、米中貿易摩擦の影響による景気の減速から減少いたしました。

なお、海外事業売上高比率は13.1%であります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において重要な設備投資は行っておりません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の運転資金として特記すべき重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、創業100周年を迎える2021年3月期を最終年度とする、6カ年の中長期経営計画「C.C.J 2200」を推進しております。計画期間も最終段階を迎え、2020年3月期から仕上げの段階に入ってまいりました。

2008年より取り組んできました体質改善プロジェクト「C.A.P.UP 1500」で培った、「売る力」、「稼ぐ力」をバネに、「C」チェンジ(変革)、「C」チャレンジ(挑戦)しながら、「J」大きくジャンプアップ(飛躍)し、中長期経営計画の達成に向け更に成長を加速させるべく、以下のポイントに焦点を合わせ、更なる強化を図ってまいります。

〔中長期経営計画「C.C.J 2200」の施策推進による確実な刈り取り〕

第一に当社グループはAI(人工知能)やIoT(モノのインターネット)時代に対応すべく、産業用ロボットを活用したシステムソリューションの構築に注力し、エンベデッド等IoT関連の品揃えの充足を図ってまいります。特にロボットを含む製造ラインや機械設備を機能的に連動させる「M2M(機械間通信)システム技術」を高めるため、グループ各社の技術を結集して「M2Mに強い立花」を目指してまいります。その活動の一環として、アジア最大級のエレクトロニクスとITの展示会「CEATEC」に継続出展することで当社の技術力を段階的に向上させ、お客さまに満足いただけるように、システムソリューションの提案力を強化してまいります。

第二に半導体デバイス事業において、体制を充実させて主力の日系半導体デバイスを更に強化すると共に、外資系半導体ビジネスの一層の拡大を図ってまいります。また、国内及び海外での技術サポート力を強化し、国内外一体となったグローバルな営業活動を展開してまいります。

第三に地域のサービスレベルの均一化を更に強化してまいります。特に成長が大きく期待される関東・中部地区を中心に人材の増強を図り、施設事業及び産業メカトロニクス、センサー、ロボットシステムなどのポテンシャルの高い分野において更なる提案力・商品力のレベルアップに努め、販路開拓、取引の拡大を進めてまいります。

〔オフィスのIT化と社員の意識改革〕

IT環境の整備を加速させ、業務の効率化・コスト削減を図ってまいります。

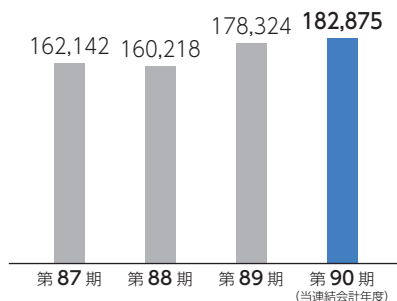
パソコンのモバイル化を一層進めてペーパーレスに取り組むことを通じてコスト削減はもとよりエコロジーへの貢献、オフィス環境の改善によって業務効率を高めてまいります。

〔女性が活躍できる環境づくりと文化・風土の改革〕

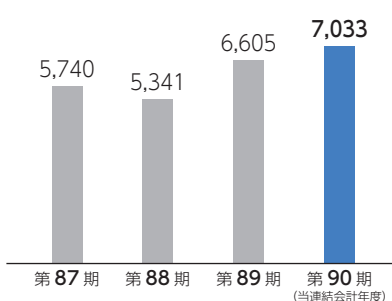
女性リーダーを登用して主に事務実務の領域で女性社員が活躍できる職場づくりを進め、男女差なく、それぞれの役割に基づいて社員が生き生きと業務を遂行できている姿の実現を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

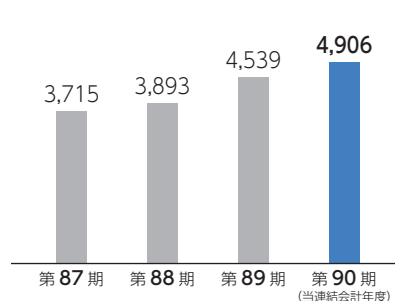
■ 売上高 (単位: 百万円)



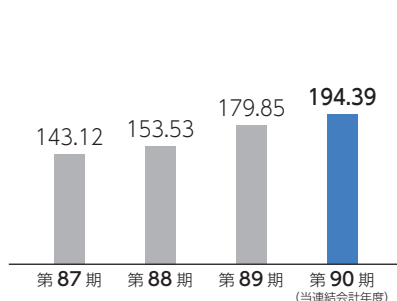
■ 経常利益 (単位: 百万円)



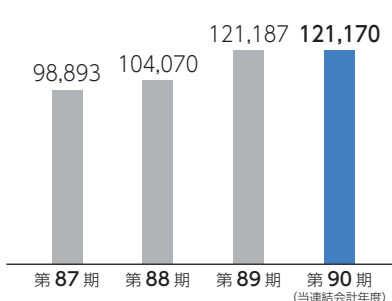
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



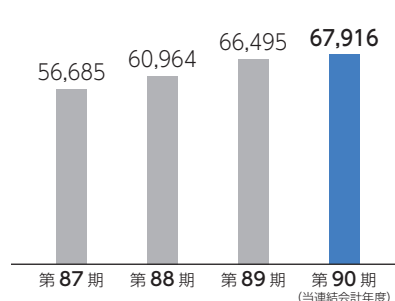
■ 1株当たり当期純利益 (単位: 円)



■ 総資産 (単位: 百万円)



■ 純資産 (単位: 百万円)



区分	第77期 2016年3月期	第78期 2017年3月期	第79期 2018年3月期	第90期 (当連結会計年度) 2019年3月期
売上高 (百万円)	162,142	160,218	178,324	182,875
経常利益 (百万円)	5,740	5,341	6,605	7,033
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,715	3,893	4,539	4,906
1株当たり当期純利益 (円)	143.12	153.53	179.85	194.39
総資産 (百万円)	98,893	104,070	121,187	121,170
純資産 (百万円)	56,685	60,964	66,495	67,916

(注) 1. 上記金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第90期の期首から適用しており、第79期に係る総資産についても、当該会計基準等を遡って適用したものとなっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社大電社	480 百万円	100.0 %	制御機器、電子機器、ネットワーク機器の販売
株式会社立花デバイスコンポーネント	350 百万円	100.0	半導体、電子部品、電子機器等の開発、設計、製造、販売、保守
株式会社高木商会	310 百万円	100.0	制御機器、電子部品、産業用コンピューター、ネットワーク機器の販売
タチバナセールス（シンガポール）社	200 千シンガポールドル	(100.0)	半導体、半導体部品材料、電子デバイス品の販売
タチバナセールス（香港）社	1,001 千香港ドル	(100.0)	半導体、防犯機器の販売
立花機電貿易（上海）有限公司	1,500 千米ドル	(100.0)	FA機器、産メカ製品、半導体の販売

(注) 出資比率欄の（ ）内の数字は、間接保有割合であります。

(7) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループは、FA機器・産業機械・産業デバイス、半導体・電子デバイス並びに設備機器の販売を主に、これらに附帯する保守・サービス等の事業を営んでおります。

主要な取り扱い品目は次のとおりであります。

区分	主要取扱品目
■ FAシステム事業	プログラマブルコントローラー、インバーター、ACサーボ、各種モーター、配電制御機器、産業用ロボット、放電加工機、レーザー加工機、コネクタ、エンベデッド機器、産業用パソコン、タッチパネルモニター
■ 半導体デバイス事業	半導体（マイコン、ASIC、パワーデバイス、メモリー、アナログIC、ロジックIC）、電子デバイス（メモリーカード、密着イメージセンサー、液晶）
■ 施設事業	パッケージエアコン他空調機器、LED照明、太陽光発電システム、オール電化機器、ルームエアコン、昇降機、受変電設備機器、監視制御装置
■ その他	立体駐車場・鉄道車両用金属部材の加工・製造受託、電子機器設計・製造受託

(8) 主要な事業所 (2019年3月31日現在)

① 当社

本	社	大阪市西区西本町1丁目13番25号		
支	社	東京 (東京都)	名古屋 (愛知県)	
支	店	東関東 (茨城県)	北関東 (埼玉県)	神奈川 (神奈川県)
		三河 (愛知県)	東海 (愛知県)	北陸 (石川県)
		三重 (三重県)	滋賀 (滋賀県)	南大阪 (大阪府)
		神戸 (兵庫県)	姫路 (兵庫県)	広島 (広島県)
		四国 (香川県)	九州 (福岡県)	
営	業	所	東北 (宮城県)	

② 子会社

研電工業株式会社	本社 (大阪市西淀川区)
株式会社立花宏和システムサービス	本社 (兵庫県尼崎市)
株式会社大電社	本社 (大阪市浪速区)
株式会社立花デバイスコンポーネント	本社 (東京都港区)
株式会社高木商会	本社 (東京都大田区)
立花オーバーシーズホールディングス社	中華人民共和国 (香港)
タチバナセールス (シンガポール) 社	シンガポール
タチバナセールス (香港) 社	中華人民共和国 (香港)
台湾立花股份有限公司	台湾 (台北市)
立花機電貿易 (上海) 有限公司	中華人民共和国 (上海市)
タチバナセールス (韓国) 社	大韓民国 (ソウル市)
タチバナセールス (バンコク) 社	タイ王国 (バンコク)
タチバナセールス (インドネシア) 社	インドネシア (ジャカルタ)

③ 国内子会社及び海外ネットワークの状況



(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
F Aシステム事業	799名	19名増
半導体デバイス事業	255名	4名減
施設事業	129名	9名増
その他	42名	2名増
全社（共通）	79名	2名減
合 計	1,304名	24名増

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
2. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
822名	18名増	42.0才	16.6年

- (注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。

(10) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	840百万円
株式会社伊予銀行	380百万円
株式会社三井住友銀行	135百万円

2 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 96,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 26,025,242株
- (3) 株主数 13,795名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
三菱電機株式会社	1,921	7.61
KBL EPB S.A. 107704	1,523	6.04
株式会社サンセイテクノス	1,478	5.86
立花エレテック従業員持株会	1,133	4.49
株式会社三菱UF J銀行	1,082	4.29
株式会社きんでん	754	2.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	746	2.96
株式会社ノーリツ	742	2.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	591	2.35
佐竹千草	491	1.95

(注) 1. 千株未満は、切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式786,985株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡邊武雄	社長執行役員
取締役	山口均	専務執行役員 FAシステム事業担当、本社拠点担当
取締役	高見貞行	専務執行役員 半導体デバイス事業担当
取締役	布山尚伸	常務執行役員 東京支社長、東京支社拠点担当、海外事業担当
取締役	生田誠	三菱電機株式会社 関西支社副支社長
取締役	辻川正人	弁護士法人関西法律特許事務所 社員弁護士
常勤監査役	増田巖一	
監査役	大谷康弘	株式会社関西ベンチャーインキュベート 代表取締役 KVI税理士法人 代表社員 監査法人グラヴィタス 代表社員
監査役	塩路広海	塩路法律事務所 所長 株式会社フジシールインターナショナル 社外取締役

- (注) 1. 取締役生田誠氏及び辻川正人氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役大谷康弘氏及び塩路広海氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役大谷康弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当事業年度中に退任した役員は、次のとおりであります。

氏名	退任年月日	退任理由	退任時の当社における地位、担当及び重要な兼職
相川洋一	2018年6月28日	任期満了	取締役 三菱電機株式会社 北陸支社長

5. 取締役辻川正人氏、監査役大谷康弘氏及び塩路広海氏を、東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として同取引所に届出をしております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	326百万円 (7百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	24百万円 (11百万円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (3名)	350百万円 (18百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第78回定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、同株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。
 3. 上記には、取締役及び監査役に対する賞与支給予定額52百万円が含まれております。
 4. 上記支給人数には、無報酬の社外取締役1名は含まれておりません。
 5. 当事業年度末現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。
 6. 当事業年度において、社外役員が、子会社から役員として受けた報酬等はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	関 係
取 締 役	生 田 誠	三菱電機株式会社 関西支社副支社長	製品の仕入及び販売があります。
	辻 川 正 人	弁護士法人関西法律特許事務所 社員弁護士	法律顧問契約を締結しております。
監 査 役	大 谷 康 弘	株式会社関西ベンチャーインキュバート 代表取締役 KVI税理士法人 代表社員 監査法人グラヴィタス 代表社員	特別の関係はありません。 特別の関係はありません。 特別の関係はありません。
	塩 路 広 海	塩路法律事務所 所長 株式会社フジシールインターナショナル 社外取締役	特別の関係はありません。 特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	生田 誠	2018年6月28日就任以降に開催された取締役会8回全て（100％）に出席し、主に三菱電機株式会社での豊富な営業経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
	辻川 正人	当事業年度中に開催の取締役会12回全て（100％）に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンスの強化に関わる意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
監査役	大谷 康弘	当事業年度中に開催の取締役会12回全て（100％）に出席し、また、監査役会6回全て（100％）に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	塩路 広海	当事業年度中に開催の取締役会12回全て（100％）に出席し、また、監査役会6回全て（100％）に出席し、主に弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定により、社外取締役及び社外監査役全員と、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額であります。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社であるタチバナセールス（シンガポール）社、タチバナセールス（香港）社及び立花機電貿易（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の会計事務所の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当等の基本方針は、将来の経営環境の変化に対応できるよう財務体質の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実を図りながら、株主の皆様に対しましては、安定配当をベースとして業績に裏付けられた適正な利益還元を努めていくことを基本としております。

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めており、剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、前期と同様の1株当たり24円といたしました。これにより、既に実施済みの中間配当金24円と合わせまして、年間配当金は1株当たり48円となり、前期に比べ8円の増配とさせていただきます。

なお、自己株式の取得につきましては、当社の財務状況や株価の推移等も勘案しつつ、利益還元策の一つとして、実施時期及び実施規模も含め、適切に対応してまいります。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	15,167	支払手形及び買掛金	42,548
受取手形及び売掛金	65,682	短期借入金	1,949
有価証券	200	未払法人税等	1,317
商品	13,368	賞与引当金	1,436
仕掛品	4	その他	3,621
原材料	0	流動負債合計	50,873
未収入金	1,789	固定負債	
その他	318	長期借入金	83
貸倒引当金	△61	繰延税金負債	1,777
流動資産合計	96,470	退職給付に係る負債	227
固定資産		その他	292
有形固定資産		固定負債合計	2,380
建物及び構築物	2,416	負債合計	53,253
機械装置及び運搬具	5		
工具、器具及び備品	232	(純資産の部)	
土地	2,543	株主資本	
建設仮勘定	2	資本金	5,874
リース資産	16	資本剰余金	6,999
有形固定資産合計	5,219	利益剰余金	50,417
無形固定資産		自己株式	△893
ソフトウェア	213	株主資本合計	62,397
その他	45	その他の包括利益累計額	
無形固定資産合計	258	その他有価証券評価差額金	4,913
投資その他の資産		繰延ヘッジ損益	0
投資有価証券	18,178	為替換算調整勘定	215
長期貸付金	8	退職給付に係る調整累計額	390
繰延税金資産	221	その他の包括利益累計額合計	5,519
その他	894	純資産合計	67,916
貸倒引当金	△80	負債純資産合計	121,170
投資その他の資産合計	19,221		
固定資産合計	24,699		
資産合計	121,170		

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		182,875
売上原価		158,333
売上総利益		24,542
販売費及び一般管理費		17,946
営業利益		6,596
営業外収益		
受取利息	133	
受取配当金	351	
仕入割引	70	
為替差益	46	
雑収入	103	
営業外収益合計		704
営業外費用		
支払利息	22	
売上割引	188	
雑損失	56	
営業外費用合計		267
経常利益		7,033
特別利益		
投資有価証券売却益	386	
特別利益合計		386
特別損失		
投資有価証券売却損	65	
投資有価証券評価損	36	
特別損失合計		102
税金等調整前当期純利益		7,317
法人税、住民税及び事業税	2,292	
法人税等調整額	48	2,340
当期純利益		4,976
非支配株主に帰属する当期純利益		70
親会社株主に帰属する当期純利益		4,906

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	8,055	支払手形	795
受取手形	4,366	電子記録債務	8,678
電子記録債権	11,923	買掛金	27,181
売掛金	35,961	短期借入金	1,515
商品	8,583	未払金	895
前渡金	183	未払費用	346
前払費用	84	未払法人税等	1,087
未収入金	1,812	未払消費税等	160
その他	1,235	前受金	816
貸倒引当金	△54	預り金	797
流動資産合計	72,152	前受収益	25
固定資産		賞与引当金	1,198
有形固定資産		流動負債合計	43,498
建物	2,141	固定負債	
構築物	28	長期借入金	50
車輛及び運搬具	0	繰延税金負債	1,315
工具、器具及び備品	193	退職給付引当金	149
土地	1,136	資産除去債務	8
建設仮勘定	2	その他	60
有形固定資産合計	3,502	固定負債合計	1,583
無形固定資産		負債合計	45,081
ソフトウェア	202		
その他	26	(純資産の部)	
無形固定資産合計	229	株主資本	
投資その他の資産		資本金	5,874
投資有価証券	15,569	資本剰余金	
関係会社株式	6,114	資本準備金	5,674
長期貸付金	191	その他資本剰余金	313
破産更生債権等	1	資本剰余金合計	5,988
長期前払費用	52	利益剰余金	
差入保証金	99	利益準備金	349
その他	93	その他利益剰余金	
貸倒引当金	△80	別途積立金	32,400
投資その他の資産合計	22,041	繰越利益剰余金	4,445
固定資産合計	25,773	利益剰余金合計	37,195
資産合計	97,926	自己株式	△893
		株主資本合計	48,164
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	4,679
		繰延ヘッジ損益	0
		評価・換算差額等合計	4,680
		純資産合計	52,845
		負債純資産合計	97,926

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		136,613
売上原価		118,811
売上総利益		17,801
販売費及び一般管理費		12,468
営業利益		5,332
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	398	
仕入割引	15	
為替差益	77	
雑収入	76	
営業外収益合計		568
営業外費用		
支払利息	20	
売上割引	202	
雑損失	52	
営業外費用合計		275
経常利益		5,626
特別利益		
投資有価証券売却益	386	
関係会社清算益	79	
特別利益合計		465
特別損失		
投資有価証券売却損	65	
投資有価証券評価損	36	
特別損失合計		102
税引前当期純利益		5,989
法人税、住民税及び事業税	1,859	
法人税等調整額	55	1,914
当期純利益		4,075

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社 立花エレテック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 井上 嘉之 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢倉 幸裕 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社立花エレテックの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社立花エレテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社 立花エレテック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 井上 嘉之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢倉 幸裕 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社立花エレテックの2018年4月1日から2019年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2015年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

株式会社 立花エレテック 監査役会

常勤監査役 増田 巖一 ㊟

社外監査役 大谷 康弘 ㊟

社外監査役 塩路 広海 ㊟

以上

TOPICS

1

「CEATEC JAPAN」に初出展、 その成果を東京支社にショールームとして開設

2018年10月16～19日に幕張メッセ（千葉県美浜区）で開催されたアジア最大級のエレクトロニクスとITの展示会「CEATEC JAPAN」に初出展いたしました。

ブース来場者は4,302人、商談シートも600枚を超える大盛況ぶりでした。

メインステージでは、三菱電機、川崎重工業、スイスABBの3メーカーのロボットをM2M（機械間通信）技術でつないだ「近未来ミニチュア工場」のデモを実施。

ゴルフボールを無人搬送し、特定メーカーのボールを表面の凹み（ディンプル）で識別、箱を組み立てて入れるという一連の作業を無人で行い、トラブル発生時に遠隔から復旧させるデモも見ていただきました。スマートグラスを用いたAR（拡張現実）技術で遠隔からメンテナンス作業を指示するデモは特に人気を集めました。

創業100周年を迎える2021年まで4年連続の出展を予定しており、「技術商社」としての研さんを重ねてまいります。

2018年12月3日、こうした取り組みを日常的に見ていただけるように東京支社1階にショールームをオープンしました。「CEATEC JAPAN」に展示した内容の一部を、そのまま移設いたしておりますので、是非とも足を運んでいただき、当社の技術力を感じていただきますようよろしくお願いいたします。



TOPICS

2

本社ビルに3Dプリンターのショールームオープン

2019年5月29日、本社1階に3Dプリンターを設置したショールームをオープンいたしました。

当社が事務局を務める「3Dものづくり普及促進会」の活動の一環として、3Dプリンターの普及に向けた拠点として活用してまいります。「3Dものづくり普及促進会」は経済産業省及び研究機関をオブザーバーとし、3D関連メーカーで構成する促進会ですが、当社がリーダーシップを発揮して3Dプリンターの普及活動を通じた日本のものづくりに貢献してまいります。



株主総会会場ご案内図



会場

大阪市西区西本町1丁目13番25号
当社本社9階ホール
 電話：06 (6539) 8800 (代表)

交通

大阪メトロ 御堂筋線 本町駅 ⑤・⑧ 番出口 徒歩約10分
 大阪メトロ 四つ橋線 本町駅 ②⑥・②⑦ 番出口 徒歩約5分